

# 令和9年度 幼児教育保育無償化 ご案内 【幼稚園】

## 市内幼稚園一覧

※R8.4.1 時点

| 施設区分      | 種別 | 施設名    |
|-----------|----|--------|
| 新制度未移行幼稚園 | 私立 | 原釜幼稚園  |
|           |    | 中村幼稚園  |
| 新制度移行幼稚園  | 市立 | 大野幼稚園  |
|           |    | 八幡幼稚園  |
|           |    | 飯豊幼稚園  |
|           |    | 日立木幼稚園 |

※みどり幼稚園は、令和4年度より認定こども園に移行しました。

※中村幼稚園は、令和8年度より新制度に移行しました。

この案内には、幼児教育保育無償化に関する申請手続きや認定について記載されていますので、必ずお読みいただき内容を確認した上で手続きしてください。

◇無償化に関する問い合わせは、幼稚園ではなく下記に問い合わせください◇

### 問い合わせ先

〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3

相馬市 保健福祉部 こども家庭課 こども家庭係（市役所1階 東側）

電話：0244-37-2204

## はじめに

幼児教育保育無償化に伴い、対象となる費用は下記のとおりです。

- ① **利用料・入園料**・・・幼稚園に在園している児童は、全児童無償化の対象となります。  
※入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化対象となります。
- ② **預かり保育料**・・・預かり保育を利用(予定)している児童が一定の基準を満たしている場合(保育の必要性があると認められた場合)、無償化対象となります。

## 施設等利用給付認定について

無償化の対象児童となるためには「施設等利用給付認定(以下、認定)」が必要となります。認定を受けるためには、市に**申請書等の書類の提出が必要です**。市は、保護者からの申請に基づいて、下記の3つの区分(1～3号認定)に認定し認定通知書を交付します。

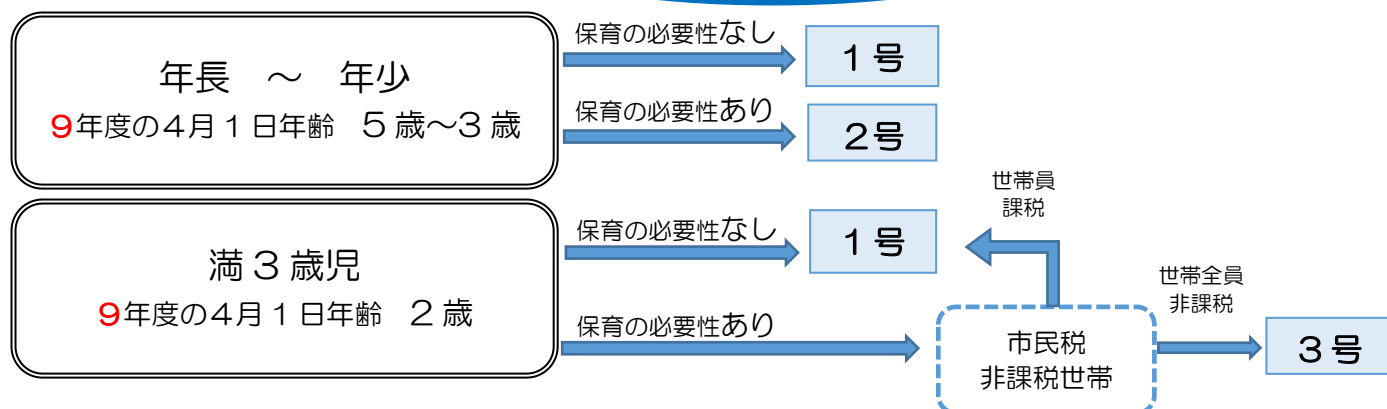
(1～3号のいずれかの認定を受けていない場合、利用料など全額保護者負担になりますので必ず申請してください。)

| 認定区分 | 対象年齢            | 認定要件                                     | 無償化対象料金               |
|------|-----------------|------------------------------------------|-----------------------|
| 1号   | 満3歳児以上<br>(全児童) | なし                                       | ① 利用料・入園料             |
| 2号   | 3歳児以上           | 預かり保育を利用(予定含む)<br>保育の必要性あり               | ① 利用料・入園料<br>② 預かり保育料 |
| 3号   | 満3歳児            | 預かり保育を利用(予定含む)<br>保育の必要性あり<br>市町村民税非課税世帯 | ① 利用料・入園料<br>② 預かり保育料 |

※保育の必要性の事由については、P5 参照

※施設等利用給付認定(申請)の有無に関わらず、預かり保育の利用については、在園する幼稚園に別途申し込みが必要になります。

### フローチャート



### 注意事項

施設等利用給付認定の申請は、住民票の有無を問わず保護者の居住地のある市町村への申請となります。他市町村の居住地から市内幼稚園に通園している場合は、居住している市町村へ申請をしていただくことになります。詳しくは、居住地の市町村へお問い合わせ下さい。

## 1号認定(申請)について(全園児対象)

1 対 象: 満3歳～小学校就学前までの全児童

2 上 限 額: 月額 28,000 円

3 対象費用: 利用料、入園料(入園年度のみ)

※利用料および入園料以外のバス代、食材費、保護者会費などの費用は対象外

※入園料については、月額に換算したうえで、毎月の利用料分に加算します。

※算出金額が28,000円を超える場合、超えた金額については保護者負担となります。

【例1】1年通して在園している場合

入園料 30,000 円、在園月数 12 ケ月(4 月～3 月)

⇒  $30,000 \text{ 円} \div 12 = 2,500 \text{ 円}$  (月額入園料)

⇒  $15,000 \text{ 円 (月額利用料)} + 2,500 \text{ 円 (月額入園料)} = 17,500 \text{ 円}$

【例2】途中入園の場合(8月入園)

入園料 30,000 円、在園月数 8 ケ月(8 月～3 月) ※満3歳児など

⇒  $30,000 \text{ 円} \div 8 = 3,750 \text{ 円}$  (月額入園料)

⇒  $15,000 \text{ 円 (月額利用料)} + 3,750 \text{ 円 (月額入園料)} = 18,750 \text{ 円}$

【例3】保護者負担が発生する場合

入園料 42,000 円、在園月数 12 ケ月(4 月～3 月)

⇒  $42,000 \text{ 円} \div 12 = 3,500 \text{ 円}$  (月額入園料)

⇒  $25,000 \text{ 円 (月額利用料)} + 3,500 \text{ 円 (月額入園料)} = 28,500 \text{ 円}$

⇒ 無償化対象は上限 28,000 円までのため、月額 500 円が保護者負担

## 4 提出が必要な申請書等

○施設等利用給付認定申請書 兼 現況届

○個人番号カード等貼付台紙

・個人番号確認書類 ・本人確認書類

申請書の「認定区分」欄の『保育の希望なし【1号】』を選択

## 5 給付方法

利用料、入園料(入園年度のみ)を市から幼稚園へ給付します。(法廷代理受領)

28,000 円を超えた料金は、保護者負担となりますので、幼稚園へお支払い下さい。

### 注意事項

給付額について、途中入園の場合、給付上限額(通常 28,000 円)が入園月のみ日割での算出となります。上記 3 の算出により、28,000 円以内であっても給付上限額が日割での算出になるため、保護者負担が発生する場合があります。

## 2号・3号認定（申請）について

- 1 対 象: 預かり保育を利用（予定）している園児のうち、以下に該当する児童  
【3歳児～】保育の必要性ありと認定された園児（2号認定）  
【満3歳児】保育の必要性あり + 市民税非課税世帯と認定された園児（3号認定）  
※満3歳児のみ基準が異なるのは、保育所等との公平性によるものです。

2 上 限 額: 【3歳児～】12,300円 【満3歳児】17,700円

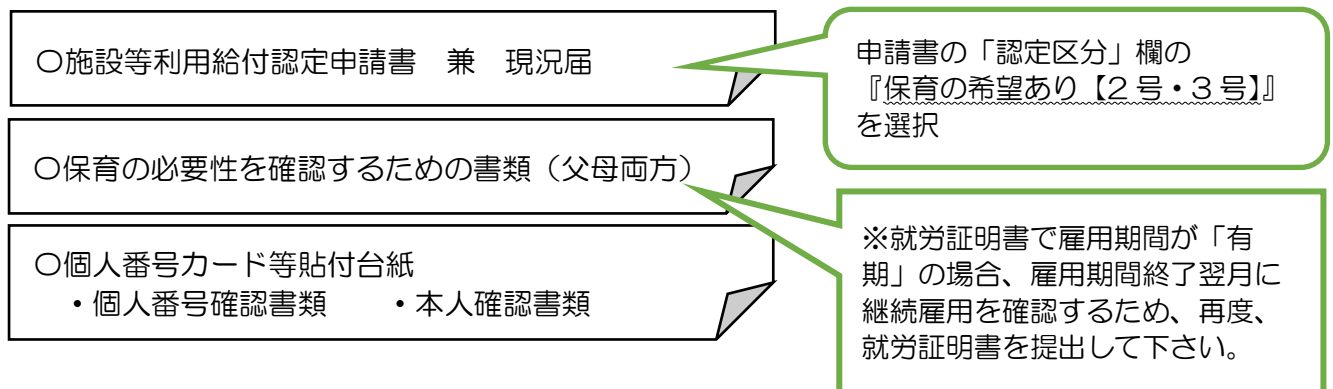
3 対 象 費 用: 保育料、入園料（入園年度のみ） + 預かり保育料  
（1号認定と同様） （P6参照）

預かり保育料におやつ代、用品代等が含まれている場合は、その料金は無償化対象外となります。

（例）預かり保育利用料 7,000円のうち 2,000円がおやつ代の場合

⇒ 5,000円が無償化対象となり、2,000円は保護者負担となります。

## 4 提出が必要な申請書等



## 5 給付方法

利用料及び入園料の支払いは【1号認定】と同様の給付方法となります。

預かり保育料は今までどおり、幼稚園に支払いをして下さい。

納付時期に合わせて無償化対象額を市から保護者へ給付します。

【給付時期】・・・（前期） 4月～9月分 11月ころ（予定）

（後期）10月～3月分 5月ころ（予定）

【手続方法】・・・①利用実績に応じ、無償化対象費用を算出後、こども家庭課から「施設等利用費請求書」を保護者へ送付します。

②保護者は、①と②を学区教育課に提出し、振込となります。

※預かり保育利用分の請求に関するご案内は、給付時期に併せてお知らせいたします。

※無償化対象額の算出方法等については、[P6](#)をご覧ください。

## 6 「保育の必要性」の該当事由及び確認するための書類

2(3)号認定要件の「保育の必要性」については、保護者(父母どちらも)の就労などの理由によって保育の必要な園児を認定します。該当事由及び必要な書類は下表のとおりです。

証明書類は、父母それぞれ必要です。

| 保護者等の状況                                                                | 必要な書類                                                                         | 確認欄                      |                          |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                                                                        |                                                                               | 父                        | 母                        |
| ① 就労<br>(月 64 時間以上)<br>※月 64 時間未満の方は、「保育の必要性なし」となり、預かり保育は無償化の対象外となります。 | ※就労形態により次のいずれかの書類を提出<br>●就労証明書<br>●内職従事・支払証明書<br>※シフト制・変則勤務の場合は、直近 2 ヶ月分のシフト表 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②妊娠、出産(産前産後)                                                           | ●病気(障害)・就学・出産申立書<br>●母子健康手帳の写し<br>(表紙と出産予定日が確認できるページ)                         | —                        | <input type="checkbox"/> |
| ③保護者等の疾病、障害                                                            | ●病気(障害)・就学・出産申立書<br>●医師の診断書                                                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④就学(職業訓練を含む)                                                           | ●病気(障害)・就学・出産申立書<br>●在学証明書、学生証などの写し<br>(時間割表など日中保育できない時間・日数が確認できるもの)          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤同居または長期入院等している<br>親族の介護、看護                                            | ●介護(看護)状況申立書<br>●介護保険証の写しなど<br>(被介護者の介護・看護の必要性がわかる書類)                         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥求職活動(起業準備を含む)                                                         | ●求職活動状況申立書<br>※1 ヶ月以内に就労証明書                                                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦虐待やDVのおそれがある場合                                                        | ●(相談機関が発行する)証明書などの写し<br>※こども家庭課までご相談ください                                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑧災害復旧                                                                  | ●り災証明書<br>※こども家庭課までご相談ください                                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑨その他類する状態にある場合                                                         | ※こども家庭課までご相談ください                                                              | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

## 7 預かり保育の無償化の対象とならない事由(2(3)号認定取得不可)

➤6 の保育の必要性の該当事由にあてはまらない世帯

(就労時間が月 64 時間に満たない場合など)

➤専業主婦(夫)がいる世帯

### 注意事項

2(3)号認定の申請をした方で保育の必要性の事由に該当しない場合、1 号認定となります。

## 8 対象費用算出方法

**A** 利用日数×490 円(利用実績) ※490 円は制度上の 1 日あたりの単価

**B** 月額・日額保育料(園規定の預かり保育料) ※おやつ代等除く

**C** 上限 12,300 円(2 号認定) または 17,700 円(3 号認定)

**A**、**B**、**C**を比較し、**最も低い額が給付額**となります。

※**給付額**が**園規定の預かり保育料**より低い場合、生じた差額は、**保護者負担**となります。

【例 1】 **A**=月の利用日数 20 日、**B**=園規定月額 8,000 円、**C**=上限額 12,300 円の場合

**A** 20 日×490 円=9,800 円

**B** 8,000 円

**C** 12,300 円

【無償化分】 【保護者負担額】

**B** 8,000 円 0 円

【例 2】 **A**=月の利用日数 10 日、**B**=園規定月額 8,000 円、**C**=上限額 12,300 円の場合

**A** 10 日×490 円= 4,900 円

**B** 8,000 円

**C** 12,300 円

【無償化分】 【保護者負担額】

**A** 4,900 円 3,100 円

(**B** - **A**)

【例 3】 **A**=月の利用日数 26 日、**B**=園規定月額 13,000 円、**C**=上限額 12,300 円の場合

**A** 26 日×490 円= 12,740 円

**B** 13,000 円

**C** 12,300 円

【無償化分】 【保護者負担額】

**C** 12,300 円 700 円

(**B** - **C**)

### 注意事項

① 認定期間内に保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は速やかに 1 号認定へ変更申請が必要です。認定要件を満たさなくなった場合、無償化対象額の返還が生じる場合があります。

(例) 就労(月 64 時間)で認定を受けていて、認定期間内に退職した場合等

② 就労証明書の「4 雇用(予定)期間」が有期の場合、継続雇用を確認するため、雇用期間が更新された就労証明書の再提出が必要です。(終了月の翌月中に提出して下さい。)

(例) 就労証明書の雇用期間が「令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日」の場合

⇒9 月中に雇用期間が「令和 9 年 10 月 1 日～」を記載されている就労証明書を再提出

③ 2(3)号認定の児童は、毎年、継続して保育の必要性の事由を満たしているか現況確認を実施します。

(例) 就労(月 64 時間)で認定を受けた場合、現況届と就労証明書により現況確認

④ 2(3)号認定の児童でも、在園する幼稚園の預かり保育の利用は、各幼稚園の利用状況により利用できないことがありますのでご注意ください。

「施設等利用給付 2(3)号認定」＝「幼稚園の預かり保育利用可能」ではありません。

※預かり保育の利用申し込みは、在園する幼稚園にお問い合わせください。

## 認定区分の変更について

① 認定区分については、市で随時、変更を受け付けています。

2(3)号認定に変更申請する場合は、保育の必要性の事由に係る必要書類を準備のうえ、こども家庭課で変更申請をしてください。

(例1)就労に伴い、1号認定から2号認定に変更する場合

(例2)退職に伴い、2号認定から1号認定に変更する場合 等

② 認定区分の変更申請をするにあたり、申請日から遡っての認定はできません。(例 1 参照)

ただし、保育の必要性の事由に該当しなくなった事実が申請日以前の場合、事由消滅日からの認定となります。(例 2 参照)

(例 1) 1号認定を受けていたが、5月1日に就労したため2号認定に変更申請したい。

7月1日に2号認定の変更申請をした場合

⇒7月1日から2号認定 (5月1日に遡らない)

(例 2) 2号認定を受けていたが、5月1日に退職したため1号認定に変更申請したい。

7月1日に1号認定の変更申請をした場合

⇒5月1日から1号認定 (事由消滅は5月1日)

② 転居に伴う居住地変更など申請内容に変更が生じた場合や、2(3)号認定の認定理由である保育の必要性の事由が変更になった場合などは、変更の届出が必要なため、こども家庭課で変更の届出をして下さい。

(例) 保育の必要性の事由「就労」により認定を受けていたが、出産に伴い「産前産後」に変更 等

### お知らせ

幼児教育保育無償化に関する情報は、相馬市ホームページに掲載しています。

各種様式も併せて掲載していますのでご利用ください。

なお、各種様式が印刷できる環境にない方は、こども家庭課、幼稚園で取得してください。



相馬市ホームページ  
幼児教育保育無償化(幼稚園)  
QRコード

◇無償化に関する問い合わせは、幼稚園ではなく、相馬市こども家庭課に問い合わせください。

相馬市 保健福祉部 こども家庭課 こども家庭係

電話 0244-37-2204

